

都民連だより

冬
号

平成27年1月
(第50巻3号)

特集 生活困窮者の自立を図る「生活困窮者自立支援制度」

- 新年会長あいさつ ● 民児協活動紹介「神楽鳩子の訪問日記」 ● 100年のあゆみから学ぶ
- 都民連通信「調査活動について」 ● キラリ☆この人 ● 東社協コーナー
- 活動記録あれこれ ● ミンジーレポート ● 編集後記



過去開催の様子

東京散歩

丸の内 イルミネーション 2014

(千代田区)

有楽町と大手町をつなぐ丸の内仲通り沿いの街路樹約240本等が、丸の内オリジナルカラー“シャンパンゴールド”のLEDで上品に光り輝きます。LEDとえば、「低消費電力の灯り」の開発による、地球全体規模での省電力への貢献という理由で、昨年のノーベル物理学賞を日本人3名が受賞しました。期間中に使用するエネルギーは太陽光や風力などの自然エネルギーで発電されたもので、環境や電力不足に配慮します。夜の街でちょっと大人な東京散歩はいかがですか。(2月15日まで点灯)

交通アクセス：JR・東京メトロ東京駅丸の内南口から徒歩1分

思いやり

あなたと私の地域の“わ”



—東京都民生委員・児童委員・主任児童委員—

新春のごあいさつ



東京都民生児童委員連合会
会長 福田 豊彦

謹んで新春のごあいさつを申し上げます。

阪神・淡路大震災から二十年目を迎えました。この震災ではボランティア元年という言葉が生まれ、全国の自治体が相互に支援し合う体制整備も進みました。

一方で、地震で命は助かったものの地域社会のつながりが断たれ、誰にも看取られずに仮設住宅内で亡くなる「孤独死」が社会問題となる契機ともなりました。

昨年一年間を振り返っても、全国各地で自然災害が相次ぎましたが、11月22日の長野県神城断層地震では、一人の死者も出さな

ったことが「白馬の奇跡」として報道されていました。日頃からの住民同士の密接な関わり合いが、緊急時にも十分に発揮されたであろうことは、想像に難くありません。

都内でも、例えばマンションをフロアごとに分けし安否確認を行う都市型の住民組織づくりが始まっています。奇跡が当たり前となるような地域社会の形成に、大いに期待が寄せられているところです。

本会としても、民児協の皆さまの豊かな知識と経験を結集し仲間とともに支え合いながら、誰もが安心して暮らし続けられる東京の実現のために励んでいます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

生活困窮者の自立を図る 「生活困窮者自立支援制度」

経済的困窮や社会的孤立の状態にある人々が増加する中、早期に支援を行い、自立の促進を図るための取り組みが期待されています。平成25年12月には生活保護法の一部が改正され、生活保護の前段階にある生活困窮者に対し、自立の支援の強化を図るべく、新たに「生活困窮者自立支援制度」が平成27年4月から施行されます。民生児童委員としてどういった関わり方ができるか、制度を正しく理解することから始めてみましょう。

生活保護を受ける 前段階での制度

本年4月に施行される「生活困窮者自立支援制度」は、生活困窮者が生活保護に至る前段階において、自立に向けた支援の強化を図るべく、創設されました。

主な対象者は現在生活保護を受給していないが、将来至る可能性があり、自立が見込まれる方です。

この制度は一人ひとりの状況に応じて自立に向けた支援計画を作成し、早期に支援を行うことを目的に各自治体で自立相談支援事

業の実施および住居確保給付金の支給等が行われていくこととなります。

本人の状況に応じた 自立に向けた支援

この制度における新たな自立相談支援事業は、福祉事務所設置自治体が実施するとありますが、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等へ委託することも可能です。

支援事業の内容は、必ず行わなくてはならない必須事業と、その地域の状況に応じた支援を展開していく任意事業の二つに区分され

ます。このように実施主体や行われる任意の事業は各地区さまざまです。

〈必須事業〉

包括的な支援

◆自立相談支援事業
訪問支援（アウトリーチ）も含めた、生活保護に至る前段階からの早期の支援

・生活と就労に関する支援員を配置した、ワンストップ型の相談窓口による、情報提供とサービスの拠点としての機能

・一人ひとりの状況に応じた自立に向けた支援計画の作成
・地域ネットワークの強化などの地域づくり等

住居確保支援

◆住居確保給付金

・再就職のために住居の確保が必要な者
↓就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付



〈任意事業〉

就労支援

◆就労準備支援事業

- ・就労に一定期間を要する者

↓就職に向けた日常・社会的自立のための訓練

◆「中間的就労」の推進

- ・一般就労が困難な者
- ↓支援付きの就労の場の育成

◆ハローワークとの

一体的支援

- ・早期就労が見込まれる者
- ↓自治体とハローワーク

による一体的な就労支援体制の全国整備等による早期支援の推進

緊急的な支援

◆一時生活支援事業

- ・緊急に衣食住の確保が必要となる者

↓住居喪失者に対し支援方針決定までの間、衣食住を提供

家計再建支援

◆家計相談支援事業

- ・家計から生活再建を考える者

↓家計再建に向けたきめ

細かな相談・支援、家計再建資金貸付のあっせん

子ども・若者支援

◆学習等支援

・貧困の連鎖の防止

↓生活困窮者の子どもに対する学習支援や保護者への進学助言の実施

その他の支援

◆関係機関・

他機関による支援

◆民生児童委員・自治会・

ボランティアなど

インフォーマルな支援

ご自身の地区でどういった取り組みが始まるのか、また、生活困窮者の方から相談された場合、どのような情報提供ができるのか、さらに民生児童委員として実施主体や地域と連携できることがあるのか等、民生児童委員協議会で確認し、話し合っておくと良いでしょう。

支援を通じた地域づくり

生活困窮者自立支援制

新しい生活困窮者支援のかたち

この制度の目的を実現するために
具体的な支援の特徴が5つに整理されています。

●包括的な支援

生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な課題に対応する。

●個別的な支援

生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。

●早期的な支援

真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。

●継続的な支援

自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。

●分権的・創造的な支援

主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

▲厚生労働省資料より

解決策を見つけていきます。就労支援では履歴書を一緒に作成したり、ハローワークに同行するなど、自立に向けた支援をします。

この他にも任意事業として生活困窮にある子どもがいる世帯を訪問し、対象者には無料の学習塾を紹介します。ボランティア等の協力を得ながら行うこの塾は、小学生には授業の予習と復習、中学生は高校進学に向け、共に勉強に励みます。

また、地域で見守りが必要な世帯があれば、民生児童委員に協力依頼することもあります。

地域が一体となって継続的に支援を行っていくことが必要とされています。



▲国分市 無料学習塾の様子
真剣に納得できるまで
がんばります

民児協

活動紹介

神楽鳩子の 訪問日記③



民生児童委員の神楽鳩子が、都内各地区の民生委員・児童委員活動取材し、その魅力をご紹介します！

荒川区日暮里地区 手話コーラスで 委員間交流



20数年前、区民児協のコーラス隊に障がい者団体の方に来ていただき、手話を指導してもらったことが「手話コーラス」の始まりでした。その後日暮里地区では先輩から後輩へと受け継ぎ、「手話コーラス」が続いています。

現在、一斉改選で委嘱された新任委員も数人加わり、20人ほど



①手首を返ししながら外へ



②両手を上下させる



③胸のタッチを表す

▲“民生委員”の手話

が毎月一回集い、「民生委員の歌」や「ふるさと」「手のひらを太陽に」など練習しています。

民児協の宿泊研修の際には「民生委員の歌」を手話コーラスで披露。メンバーに入っていない方も、自然と手が動きます。また、「にっぽり青空こどもまつり」の会場でも「区民の歌」を披露し、民生児童委員の存在をアピールしています。

そして、お楽しみは、毎月の練習後のお茶タイムです。自然と話が弾み、普段活動で分からないことや、定例会では聞きづらいことも確認でき、日々の活動の

不安を取り除く場にもなっています。手話を指導されている横山しげ子副会長は「新任委員と先輩委員の交流の場にもなっていて、とても良い雰囲気です」とお話しくださいました。任意で行っている活動ではありますが、地区民児協全体の温かな雰囲気づくり、結束力にもつながっています。

手話を楽しみながら学ぶとともに、委員同士の交流が深まっているのがよく伝わってきました。新任委員さんにとっては、活動の安心感にもつながりますね。



多摩市 取り決め事項等を 一冊のファイルに



民生児童委員に委嘱されて1期くらいの間は戸惑うことの連続です。もちろん先輩に質問すれば教えてくれるものの、疑問は、活動

をするたびに出てきます。「こんなこと、いちいち聞くのは申し訳ないわ」「何度も質問しづらい」そんな声も聞かれます。

そこで、そうした不安を払しょくし、市民児協として共通する事柄は、いつでも確認できる文書にして残そうと、多摩市の伊藤雅子代表会長は、これまでの長い経験から蓄積された事柄を一冊のファイルにまとめ、全員に配布しました。既に文書として残されていることはもちろんのこと、過去定例会等で口頭にて周知された事柄や申し合わせ事項、また「経験を積み分けられること」も書きおこし、会長会で確認し承認を得て、文書にしました。

「地域住民から相談があったらどうするの?」「友愛訪問って何?」「活動記録はどう書くの?」「新任委員の?」が「なるほど」に変わる事柄が満載です。定例会の時は皆このファイルを持って来

ます。必要な書類を差し替えてできるよう、差し込みできるタイプのファイルであることもポイントです。生き生きと活動できるように、民児協組織が個人を支える、優しさがぎゅっと詰まった心強い一冊です。

目次

政治的目的への地位利用の禁止（民生委員・児童委員の地位の確保）	民生委員・児童委員と主任児童委員と民生委員協力員
金銭の取り扱いが伴う場合の、民生委員・児童委員の役割	児童委員・主任児童委員の役割
個別援助活動フローチャート	民生委員協力員制度概要
民生委員・児童委員活動と相談窓口	多摩市民生委員協議会 基本的確認事項
関係機関一覧	年間活動予定
活動記録記入例	友愛訪問のしおり
証明事務の記入の仕方	新任の民生委員のための友愛訪問についての留意点
多摩市民生委員互助会会費金等贈与	校区別の学校窓口担当委員と主任児童委員の役割
会計支出基準	校区別の学校窓口担当委員と主任児童委員の役割
一斉改選に向けての引継ぎ事項	多摩市民生委員・児童委員災害時要援護者等支援活動

▲目次の一部をご紹介します

委員活動は長い歴史の蓄積でもあります。人から人へ、その経験を惜しみなく伝え、さらに豊かな委員活動を目指す、組織の在り方、工夫を学びました。



100年の あゆみから 学ぶ③



やまだ
山田 節男
せつお



1898 (明治 31) 年生～
1975 (昭和 50) 年没

100周年

取り上げた
時代

制度発足

平成

昭和

大正

このコーナーでは、民生児童委員100年の歴史を振り返り、先人たちの足跡をたどります。今回は、昭和8年3月から、13年2月まで東京市社会局本所第二方面事務所長であった山田節男氏の著作を元に、方面委員の生活困窮世帯への支援の様子をご紹介します。

地域の信頼を得た人物を 方面委員に

山田氏は、東京市内本所区(現墨田区)の方面事務所への勤務を通じて関わった3人の方面委員の協力を得て「貧苦の人々を護りて方面委員は語る」(以下、「著作」)をまとめました。著作の中で山田氏は、方面委員の人となりについて、「困窮

世帯が多い地域に長く住まい、商売などを通じて地域からの信頼を得、町会役員や神社の総代を任されている人物が多い」と記しています。加えて、ある委員が委嘱を打診された際、『自分はその柄ではない』と固辞したが、『永く町会長をしているあなたのような人物でなくては』と頼まれ、これまで社会から受けた恩恵に報いるのは自分の義務だと感じ、引き受けることとなった」というエピソードを紹介しています。

当時の生活困窮世帯の暮らし

山田氏が方面事務所職員として担当していた地区は、機械工業の下請職人や工場

労働者階級が多く、他にも軍手製造、ミシン掛け、セロロイド玩具の組み立てなどの内職で生計を立てている者も多かったと言います。また、家賃も安く、三軒五軒の棟割長屋や長屋の間を間借りして生活する住民もいたそうです。

さらに、当時の生活困窮世帯は、「世帯主と内縁関係の妻という世帯が多かった」とか。子どもの続柄を見ると非嫡出子が多く、夫・妻・子どもがそれぞれ異なる苗字ということも珍しくありませんでした。子どもが生まれても出生届を出していないということもあったそうです。そのため方面委員として、戸籍関係の整理も重要な任務の一つでした。

各委員は、こうした困窮世帯が多く生活する担当地区を「社会調査」としてくまなく調べ歩いたそうです。山田氏は、必要な支援が適切に行き渡るためには、正確な社会調査が必要である

と著作にも記しています。

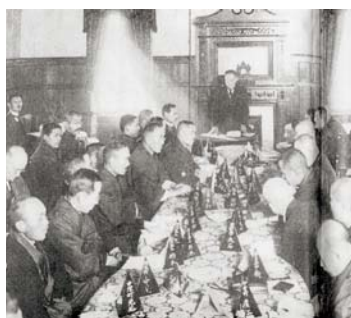
社会調査の充実 生活の安定に向けて

方面委員は、「方面カード」と呼ばれる記録用紙に調査内容を克明に記録しました。当時の生活困窮世帯は、第一種と第二種に分かれており、第一種は公私の助けを受けなくては日々の生計を立てられない世帯、第二種は何とか暮らしは維持できているものの、働きの失業や疾病によつて翌日から食事にも困るといった世帯を指していました。

これらの世帯は要保護世帯として、所定のカードに氏名・本籍地・上京年月日・職業・収入月額等の世帯主に関する情報や、世帯員の氏名、世帯主との続柄、現在までの生活歴など世帯に関する事項の他、保険の有無、家主の連絡先や住居建物の構造・畳数、住宅環境の様子に至るまで実に詳細に記入されました。

方面委員は、このように

カードを整備することで、常に世帯状況を二目で把握できるようにしました。さらに世帯と日々密接に関わり、少しでも彼らの生活が安定するように、相談指導・保護救済・戸籍整理・生業資金貸付など、非常に煩雑で多岐に渡る支援に取り組んでいたのです。



生活困窮世帯に関する事例研究会

《参考文献》

松藤和生・宮内克代
『民生委員・児童委員の自己研究テキスト』エイデル研究所
山田節男
『貧苦の人々を護りて 方面委員は語る』日本評論社
『山田節男追想録』山田節男追想録刊行委員会

【原稿執筆】

小倉常明(淑徳大学准教授)



都民連 通信

調査活動について

昨年11月の常任協議員会ブロック

協議と区市町村事務担当者連絡協議会では、「民生児童委員の調査活動」をテーマに、情報・意見交換を行いました。今回は、そこで議論された調査活動の意義や実態、課題、工夫についてご報告いたします。



調査活動の意義

民生委員法第14条には、その職務として「住民の生活実態を必要に応じ適切に把握しておくこと」が第一に挙げられています。調査活動は、方面委員の時代から根幹をなす活動として重要視されてきました。

を把握し、福祉につながることをできます。

また調査活動は、行政等の関係機関にとっても重要な意味を持ちます。例えば、昭和43年の全国一斉「在宅ねたき老人実態調査」では、当時20万人のねたき老人の存在を社会に知らしめ、家庭奉仕員や施設の増強へと政策を動かす契機となりました。

調査は個人のニーズを把握し支援活動につなげるとともに、客観的なデータとして社会のニーズを浮き彫りにすることができま

調査活動の実態

平成26年8月に本会が実施した調査(※)によると、

都内区市郡支庁民児協の9割で調査活動が行われています。その内高齢分野(主にひとり暮らしや高齢者のみ世帯)の調査は8割に上ります。対象年齢は65・70・75歳以上等各地区で異なります。

委員一人あたりの平均調査件数は40件程度でしたが、その件数の差は大きく、中には数百件を受け持つ委員もいます。調査対象者名簿は、調査終了後返却する地区が半数を占め、委員が保管する地区は3割にとどまります。

調査結果については、7割の地区で報告がありますが、報告がない地区も約1割見られました。

調査活動の課題

高齢社会の進展による調査件数の増加、また委員間の件数の格差、さらには経験年数や職を持つ委員の増加等を背景とした各委員の活動条件の違いが大きな課題になっています。

また調査対象者や調査項

目の見直し、プライバシーへの配慮、個人情報保護と活用、調査結果の共有の他、調査を実施しない地区における委員の実態把握活動のあり方などについても検討すべき課題です。

調査活動の工夫

こうした課題に対応する工夫として以下の取り組みや意見が寄せられました。

○件数調整(欠員や件数が多い地区)：近隣の委員同士

または班内での分担、協力員の活用、職員の代行、郵送調査との組み合わせ、対象年齢の変更、地区割りの変更、介護保険認定者や老人検診受診者の除外。

○事前連絡：広報でのお知らせ、行政から対象者への通知、訪問連絡票の投函、日程調整の電話連絡、調査票の送付(回収のみ委員が実施)、マンション等の管理組合・自治会への事前連絡。

○訪問時：身分証明書の携帯、複数訪問(適宜)、配布

物の持参(敬老金・品、グッズ、手引き等)、手話通訳者派遣等の障がい者への対応。
○調査結果の共有・活用：行政からの情報提供、調査実施後の委員同士の話し合い、調査項目や方法に関する行政との調整、特記事項票の提出や対応結果の報告。

○個人情報管理：注意喚起、名簿のコード化・分割、専用ケースの利用、紛失時の対応の明文化。

これらの工夫の他、対応の手順を示した流れ図や調査の手引き・マニュアルを作成し、活動の標準化を進めることで、調査の質の向上を目指す地区もあります。各人が経験の中で習得したノウハウは、民児協全員の貴重な財産として共有していきましょう。

子ども応援募金
ご協力のお礼
◎木村秀利様

(元目黒区東部第二地区委員)
多額のご寄附をお預かり致しました。ご協力に感謝申し上げます。

※「民生児童委員の調査活動」に関する調査結果は、昨年9月の常任協議員会で報告し、資料を地元民生児童委員事務局宛にお送りしています。

キラリ☆この人

ボランティアで広がる世界

新宿区民生児童委員

久田 光子 さん
(紹介者：田邊委員)



▲サロンの前で
にっこり

西武新宿線・中井駅から徒歩1分。商店街の中にある「ふらっとひとやすみ」は、飲食の提供を通じて障がいのある方の就労訓練を行うとともに、地域住民が利用し交流するサロンでもあります。久田さんは、サロンの立ち上げから参加し、月2回、訪れた方々に小物作りを指導しています。

このサロンとは別に、二十年以上に渡って関わってきたのが、地域の精神障がいのある方々が利用する「新宿西共同作業所・ラバンス」のボランティア。民生児童委員に委嘱される以前から、作業所主催のイベ

ントに参加していましたが、先に関わっていた民児協の先輩に紹介されて一層関係が深まり、今では理事も務めています。

当初は利用者との接し方に戸惑いがありましたが、スタッフから「ごく普通に話し掛けて。地域に理解者がいることで、彼らや家族も安心できます」と言われ、自分も心を開いて関わられるようになったとか。作業所の広報紙への寄稿を依頼された際には、民生児童委員は指導的な立場ではないこと、一般の方よりも少しだけ生活や福祉のことを考えている、同じ地域で暮らす「仲間」であること、問題解決の糸口を一諸に探す



▲小物作りを指導しています

お手伝いすることなどを、普及・啓発の思いを込めて綴られたそうです。

東社協 コーナー

「介護保険制度改正が
社協に及ぼす影響と
社協の対応」緊急学習会
を開催

平成27年度から介護保険制度は大きく変わります。要支援者への予防給付（訪問介護・通所介護）は区市町村が取組む地域支援事業に移行します。

そこで、昨年10月27日に東社協地域福祉部は、「介護保険制度改正が社協に及ぼす影響と社協の対応」緊急学習会を開催し、社協職員130名が参加しました。

改正で変わる地域支援

まず、日本大学文理学

「民生児童委員やボランティアをしていなければ普通の主婦。これらの活動す

部社会福祉学科教授の諏訪徹さんが介護保険制度改正の概要と社協に及ぼす影響について話しました。

来年度から地域支援事業は、現在の介護保険事業所に加え、NPO・ボランティア・協同組合・社会福祉法人・民間企業等が参画します。家事援助や見守り、配食事業等の多様なサービスを提供するしくみとなります。これらのサービスの開発と連携のために、生活支援コーディネーターが配置されます。

諏訪さんは「今回の改正は、社協がこれまで行ってきた地域福祉を制度に組み込むものとなる。組織としてのビジョン・戦略をもち、行政としっかり協議することが重要」と話しました。

べてが自分の世界を広げてくれました」と素敵な笑顔が印象的な久田さんでした。

社協が目指す役割

続いて、豊島区、足立区、立川市の社協から課題提起を行いました。介護保険制度の生活支援コーディネーターの業務は、地域福祉コーディネーターや生活困窮者の相談支援員等と互いに重なりあうため、調整と連携が必要です。また、現在策定中の第6期介護保険事業では2025年の地域と社協の置かれている状況を想定した検討が求められます。

社協は、助け合い活動やふれあいいきいきサロンなど住民参加による小地域福祉活動の実績があります。新制度においても、これらの活動の重要性を行政に伝え、地域包括ケアづくりへの参画を目指します。



各地区民児協における事項別部会や主任児童委員部会では、課題に対する検討や学習の他、住民が参加できるサロンや関係機関の事業への協力といった活動が積極的に行われています。

今回は、こういった部会活動にかかる記入の仕方を確認していきましょう。

日・曜日	活動概要	その他の活動件数				連絡調整回数	
		実調態把握・(1)	への参加・協力(2)	地域福祉活動・自主活動(3)	運営・研修協(4)	委員相互(9)	関係の機他の関の(10)
1日(木)	高齢福祉部会の開催通知が自宅に届き、受け取った。					—	
8日(木)	地域の老人ホームを高齢福祉部会の研修で見学した。				—		
13日(火)	次回の高齢福祉部会で使用する資料を自宅で作成した。				—		
26日(月)	高齢福祉部会と地域包括支援センターが共催で行う高齢者サロンに参加した。			—			
30日(金)	社会福祉協議会が主催する福祉まつりに高齢福祉部会で手伝いとして参加した。		—				

＊ 1日：⇒民児協の定例会や部会などの開催通知等を郵送によって自宅で受け取る場合、民児協内部での連絡と捉え、連絡調整回数「委員相互(9)」に記入します。

＊ 8日：⇒民児協内部の会合や部会、研修等への参加や準備(資料作成や印刷、打ち合わせ、物品の調達等)に伴う活動は、その他の活動件数「民児協運営・研修(4)」に記入します。

＊ 26日：⇒他機関・他団体と民児協が共催して行う活動や、民児協が主体となって行う活動は、その他の活動件数「地域福祉活動・自主活動(3)」に記入します。

＊ 30日：⇒他機関・他団体が主体となって行う活動に協力する場合、その他の活動件数「行事・事業・会議への参加・協力(2)」に記入します。

お詫びと訂正 前号(第50巻2号)における本コーナーにおいて、表の「24日 Bさんに生活福祉資金の還付のお知らせを手渡した」を記入する項目が誤っておりました。正しくは「×委員相互(9)→○その他(8)」です。お詫びし訂正させていただきます。



ミンジーレポート

Report

きよせ市民まつり 2014

清瀬市ではミンジー初デビュー。
張り切って1日に4回もダンスのパフォーマンスをしました。
おかげで子どもたちや、清瀬商工会のニンニンくんとも仲良くなっちゃいました!



ふるさと渋谷フェスティバル

「民生茶屋」として来場者にお茶やお菓子を出したりポケットティッシュを配ったりして、元気いっぱい民生児童委員のPR活動をしたよ。
皆さんと笑顔でハイチーズ!



編集委員

田邊 房代 (新宿区) 石塚 洋子 (荒川区)
諏訪 節子 (渋谷区) 榎藤 京子 (杉並区)
佐藤 靖子 (江東区) 清水 邦夫 (日野市)
堂垣内 トモ子 (三鷹市) 塚崎 佳子 (東大和市)
小島 博幸 (青梅市)

編集協力

市東 和子・池永 和子
(都民連副会長：広報担当)

編集後記

冬号の表紙「東京散歩」では、有楽町と大手町を結ぶ、約1.2キロにもおよぶLED照明の「丸の内イルミネーション」を紹介しました。

今回の編集委員会も、1ページごとに活発な意見が出ましたが、いかに見やすく、読みやすくできるかがモットーです。より素敵な紙面にと心配りをしながら検討し、最後はみな笑顔のうちに終えられました。

どうがきないともこ
堂垣内 トモ子

発行

東京都民生児童委員連合会

〒162-0823

新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ4階

TEL: 03 (3235) 1163 FAX: 03 (3235) 1169

E-mail: tominren@tcs.w.tvac.or.jp

年4回発行 印刷：株式会社トライ

※ミンジー出張をご希望の地区は、会長や行政を通して都民連までご連絡ください。